

磐梯朝日国立公園

出羽三山・朝日地域

管理計画書

平成9年3月

環境庁自然保護局
北関東地区国立公園・野生生物事務所

目次

はじめに	1
管理計画改訂方針	1
第1 管理計画区設定方針	2
1 設定方針	2
2 各管理計画区の概要	4
(1) 出羽三山管理計画区	4
(2) 朝日管理計画区	6
第2 出羽三山管理計画区	8
1 管理の基本的方針	8
(1) 保護に関する方針	8
(2) 利用に関する方針	8
2 風致景観の管理に関する事項	10
(1) 許可、届出等取扱方針	10
(2) 公園事業取扱方針	13
3 地域の開発、整備に関する事項	24
(1) 自然公園施設	24
(2) 一般公共施設	24
(3) その他大規模開発	24
4 土地及び事業施設の管理に関する事項	24
国有財産の管理	24
第3 朝日管理計画区	25
1 管理の基本的方針	25
(1) 保護に関する方針	25
(2) 利用に関する方針	25
2 風致景観の管理に関する事項	27
(1) 許可、届出等取扱方針	27
(2) 公園事業取扱方針	27
3 地域の開発、整備に関する事項	31
(1) 自然公園施設	31 0
(2) 一般公共施設	31
(3) その他大規模開発	31
第4 利用者の指導等に関する事項	32
(1) 自然解説	32
(2) 利用者の誘導、規制	32
第5 地域の美化修景に関する事項	33
第6 その他参考事項	34
追補	35
1 管理計画検討会名簿	35
2 管理計画検討経緯	36

資料編（省略）

はじめに

出羽三山・朝日地域は、磐梯朝日国立公園の北部を占め、磐梯朝日国立公園の総面積187,041haの約41%、76,610haを有している。行政区域では、山形県の西川町、朝日町、大江町、大蔵村、小国町、立川町、羽黒町、櫛引町、朝日村、新潟県の朝日村の2県7町3村にわたっている。

この地域は、出羽三山地域及び朝日地域の複合体で、火山地域と非火山地域の二つの異なった地形地質要素から成り立っており、宗教及び観光に起因した集落が多く、それ以外の集落が少ないため、極めて自然性の高い地域である。

磐梯朝日国立公園は、昭和25年9月5日に指定され、昭和32年9月27日に出羽三山・朝日地域の公園区域の一部変更及び公園計画の決定、昭和47年10月18日に羽黒地域の公園区域の拡張及び集団施設地区の指定が行われている。また、公園計画の再検討については、昭和53年12月8日に磐梯吾妻・猪苗代地域が、昭和63年10月11日に出羽三山・朝日地域が終了している。

本管理計画は、このような地域の現況、特性をもとに、従来より行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るため作成するものである。

管理計画改訂方針

磐梯朝日国立公園出羽三山・朝日地域管理計画は、平成元年3月に作成され、今日まで7年が経過している。この間、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園をとりまく社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、本地域の原生的自然の保護に主眼をおいた従来の基本方針を踏襲しつつ、諸情勢の変化に対応するため、次の方針により必要な改訂を行うものである。

- (1) 環境基本計画の主旨に配慮した記述の追加
- (2) 「管理計画に定める基準」が、行政手続法第5条による「申請に対する審査基準」として位置づけられたことへの対応
- (3) 公園事業関係の個別の取扱要領等、申請の処分の基準としている取扱いの管理計画における位置づけの明確化及び取り込み
- (4) 特別保護地区、第1種特別地域における取扱いの明確化
- (5) 現行の管理計画運用上、現状にそぐわない部分の改訂及び新規取扱いの追加
- (6) 管理計画作成要領の改正に伴う様式の変更

第1 管理計画区設定方針

1 設定方針

当該地域を地域の特性及び地理的、社会的条件から、出羽三山管理計画区と朝日管理計画区の2管理計画区に区分し、各管理計画区ごとに風致景観の管理方針、その他必要な事項について定めるものとする。

(1) 出羽三山管理計画区

月山を中心とする羽黒山、湯殿山等を含む地域
山形県西村山郡西川町、最上郡大蔵村、東田川郡立川町、羽黒町、櫛引町、朝日村

(2) 朝日管理計画区

朝日連峰を中心とする地域

山形県西村山郡西川町、朝日町、大江町、西置賜郡小国町、東田川郡朝日村

新潟県岩船郡朝日村

管理計画区分図（省略）

2 各管理計画区の概要

(1) 出羽三山管理計画区

ア 区域及び公園計画の概要

範囲	山形県西村山郡西川町、最上郡大蔵村、東田川郡立川町、羽黒町、櫛引町、朝日村
面積	22,035ha
土地所有	国有地、公有地、民有地
保護計画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、姥ヶ岳植生復元施設
利用計画	1 集団施設地区 羽黒 2 道路 (車道) 六十里越街道線、志津月山線、羽黒月山線、中台中台池線、八紘沢湯殿山口線 (歩道) 志津姥ヶ岳線、志津装束場線、肘折月山線、岩根沢月山線、本道寺月山線、平清水弥陀ヶ原線、田麦俣仙人沢線、湯殿山月山線、東北自然歩道線 3 単独施設 (園地) 姥ヶ岳、志津、海道坂、月山六合目、弥陀ヶ原、羽黒山、南谷、中台、中台池、湯殿山八紘沢、仙人沢、湯殿山口 (宿舎) 月山山頂、姥沢、志津、清川行人、弥陀ヶ原、月山仏生池、中台、仙人沢、湯殿山口 (避難小屋) 念仏ヶ原 (休憩所) 中台 (野営場) 志津、月山六合目、中台池 (運動場) 中台池 (スキー場) 姥ヶ岳、中台 (駐車場) 姥沢、弥陀ヶ原、羽黒山、湯殿山口 (給水施設) 姥沢 (博物館) 羽黒山 (博物展示施設) 志津 4 運輸施設

	(一般自動車道) 羽黒山線、湯殿山線 (自動車運送施設) 仙人沢線 (索道運送施設) 姥ヶ岳
--	--

イ 自然環境及び風致景観の概要

標高	1 1 0 m (羽黒・国立公園境界) ～ 1, 9 8 4 m (月山山頂)
気候	日本海型気候、豪雪地帯
地形地質	<p>出羽三山は、月山(1,984m)、湯殿山(1,504m)、羽黒山(419m)の総称である。新生代第3紀の凝灰岩、砂岩等からなる褶曲山地の上に月山火山が噴火し、なだらかな山体が形成されている。</p> <p>第3紀層の丘陵からなる羽黒山以外は火山(月山火山)であるが、その構造、形態、噴出物の分布等から初期火山体、湯殿山火山、姥ヶ岳火山、御浜火山、月山中央火山に区分されている。</p> <p>月山火山は、活動年代を異にしながら溶岩溢流、爆発の繰り返しによってできた火山といわれる。中でも月山中央火山が最も規模が大きく、この地域の中心部に位置している。月山火山の西側は、山頂部に北西に開口した爆裂火口をもち、急崖をなしている。反面、東側は、平均斜度5度程度の溶岩台地の緩斜面が続き、全体として、楯を伏せた形態を呈しているが、その末端は、崖地を形成し、立谷沢川によって浸食されている。</p>
植生	<p>月山では、亜高山性針葉樹林帯の発達を見ない。海拔1,200～1,300m以下はブナを主体とする山地帯落葉広葉樹林が広く展開するが、高海拔地域はミネカエデ、ナナカマド、ミヤマナラ等の落葉広葉低木群落や、チシマザサ群落、カニツリノガリヤス、アオノツガザクラ等の雪田群落が広く展開し、いわゆる偽高山帯の様相を呈する。特に冬季季節風の風下側に相当する山体東斜面に展開する雪田群落は、我が国屈指の規模を有する。</p> <p>亜高山性針葉樹林の発達を見ないとはいえ東斜面のバラモミ沢源頭部に分布するアオモリトドマツ林、弥陀ヶ原、月見が原、念仏ヶ原等の湿原植生、主稜線沿いに展開する高山植物群落等も学術的に価値が高いものである。</p> <p>また、羽黒山地区は古くからの山岳信仰の基地であり、神域林としての杉並木は、樹齢300年以上のものが連なり、歴史的景観の主要な構成要素となっている。また、羽黒山有料道路沿いには、当地の低山地帯の原生林であるブナーユキツバキ群落が局部的に残されている。</p>
動物	<p>朝日地区に比べると、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカの生息密度が低いと言われているが、ブナ林や落葉広葉樹林に支えられ中小哺乳類や鳥類等、多くの野生動物が生息する地域である。</p>
人文	<p>出羽三山は、中世以来、山岳信仰の霊山とされ、修験道の場として栄えてきた。</p> <p>羽黒山山頂に至る石段と敷石道の参道の両側には杉並木が連なり、参道の途中にある羽黒山五重塔や山頂の三神合祭殿など、当地の歴史を物語る神社・史跡が多い。</p> <p>また、湯殿山には、湯殿山神社がその中腹の溪流のほとりに霊湯の湧き出る霊巖をもって御神体と仰ぎ、古来人工を加えず、社殿が設けられていない。</p>

(2) 朝日管理計画区

ア 区域及び公園計画の概要

範囲	山形県西村山郡西川町、朝日町、大江町、西置賜郡小国町、東田川郡朝日村 新潟県岩船郡朝日村
面積	5 4, 5 7 5 h a
土地所有	国有地、公有地、民有地
保護計画	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、指定湖沼 (大鳥池)、以東岳砂防施設
利用計画	<p>1 道路 (車道) 白滝朝日鉱泉線、左京淵泡滝線、奥三面線、小国三面線 (歩道) 大井沢三方境線、大井沢大鳥池線、日暮沢小屋竜門山線、竜門滝花ヌキ峰線、白滝鳥原山線、朝日鉱泉朝日岳周廻線、朝日鉱泉平岩山線、古寺鉱泉鳥原山線、古寺鉱泉小朝日岳線、針生平北大玉山線、泡滝大鳥池線、大鳥池朝日岳線、三面寒江山線</p> <p>2 単独施設 (園地) 針生平、奥三面 (宿舎) 朝日鉱泉、古寺鉱泉、針生平、大鳥池、奥三面 (避難小屋) 天狗角力取山、日暮沢、竜門山、鳥原山、大朝日岳山頂、以東岳、狐穴、赤滝 (野営場) 鳥原山、針生平、大鳥池 (駐車場) 白滝、針生平、泡滝、奥三面 (博物展示施設) 奥三面</p>

イ 自然環境及び風致景観の概要

標高	1 2 0 m (三面・国立公園境界) ~ 1, 8 7 0 m (大朝日岳山頂)
気候	日本海型気候、豪雪地帯
地形地質	<p>朝日連峰は、古生層の地殻の中に花崗岩を主体とするマグマの貫入があった後、隆起した南北60km、東西30kmの一大地塊山地で、山形、新潟両県にまたがり、大朝日岳(1,870m)、以東岳(1,771m)を主峰とする。この花崗岩の巨大な塊りは、一ないし二度準平原化が行われたといわれ、以東岳やその南に続く峰々がほぼ等しい高さに連なり、主稜の尾根筋が広く続くことなどは、その名残と考えられている。</p> <p>山の地形は全般に偏東積雪という気象的影響を受け、尾根の東側面に連成する雪庇とそのなだれ現象により、東西非対称地形を形成する。ただし、障子ヶ岳～赤見堂の主脈から分派される支尾根の場合は、日本海からの風向きが八久和川本流に沿って北風となるため、著しい南北斜面の林相非対称自然を出現させている。</p>

	<p>山容は雄大で主稜は穏やかだが、溪谷は深く河川はいずれも急勾配の上流部を持ち、浸食作用が激しいため、V字型をなす。溪谷の両側には花崗岩類がせまるが特に東側斜面の各河谷には長大な雪渓が残る。</p> <p>朝日連峰の湖沼は、大鳥池が唯一のもので、山崩れによる堰止湖としては規模が大きく貴重である。</p>
植生	<p>朝日連峰のブナ林を含む豪雪山地の自然は、我国第一級のものであり、特に北面の大鳥川、出谷川、八久和川、湯屋俣川等の上流部に原生林的な地域が残されている。</p> <p>ブナ林の林限は海拔1,300m～1,400mで、それ以高はミヤマナラ低木林が海拔1,500m～1,600mまで見られ、さらにミネカエデ、ナナカマド等の落葉低木林に接しており、亜高山帯における針葉樹林帯を欠き、偽高山帯と称されている。</p> <p>主稜の東斜面には、好雪性の雪田群落があり、他方、主稜部や西向の風衝斜面には、嫌雪的なハイマツ低木林、風衝草原、雪田草原がお花畑をなす。</p> <p>朝日連峰には飯豊山地と同様、湿原の発達はほとんど見られないが、例外的に鳥原山頂付近に小規模ではあるが、ヌマガヤ、ミヤマイヌノハナヒゲを主とする湿原がある。</p>
動物	<p>朝日連峰のブナ等の原生林に支えられ、野生動物の宝庫となっている。ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型哺乳類、ニホンザル、ホンドギツネ、トウホクノウサギ等の中・小型哺乳類が生息する他、イヌワシ、クマタカ、イワツバメ、アカショウビン、ホシガラス等の鳥類も豊富である。</p>

第2 出羽三山管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

月山を中心とする出羽三山地域は、ブナを主体とする山地帯落葉広葉樹林、落葉広葉低木群落、チシマザサ群落、我が国屈指の規模を有する雪田群落が展開するなど風致景観が優れているほか、東斜面のバラモミ沢源頭部の一部に分布するアオモリトドマツ林、弥陀ヶ原、月見が原、念仏ヶ原等の湿原植生、主稜線沿いに展開する高山植物群落等学術的に価値が高いものがみられる。

また、ブナ林等の落葉広葉樹林に支えられ中小型哺乳類や鳥類等、数多くの野生動物が生息する地域となっている。

さらに、出羽三山は山岳信仰の霊山として、歴史を物語る神社・史跡が多い。

イ 保全対象の保全体方針

- ・月山山頂一帯の火山地形、弥陀ヶ原湿原をはじめとする雪田草原植生、偽高山植生、念仏ヶ原湿原、月山周辺のブナ林等の自然林については、その原生的自然環境の保全に努めるものとする。
- ・野生動物の生息環境の保全に努めるものとする。
- ・山岳信仰の地として、歴史的景観の維持に留意するものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

- ・姥ヶ岳、弥陀ヶ原、月山山頂周辺、登山道沿線等において、荒廃した雪田植生等の復元を図るものとする。

- ・保護施設計画に基づき、自然環境の保全及び復元を図るとともに、園地、歩道等の整備に合わせ土壌流出防止及び植生復元を図るものとする。また、特殊植物等保全事業等を積極的に導入するものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区では、羽黒山地区周辺においては通年利用、その他の地区においては、冬季を除く期間で利用されている。月山には、北側から八合目まで車道が整備され、南側には索道が整備されているため、比較的容易に登山することができる。特に夏季は、月山をはじめとする出羽三山への参拝のための利用者が多い。また、月山山麓には、宿舎、野営場、スキー場等の利用施設が整備され、多くの利用者がある。一方、姥ヶ岳の南側斜面では、多量の残雪を利用して夏スキーが行われる等、利用方法、利用者層とも多岐にわたる。

また、月山ビジターセンター、山形県立自然博物館等の自然とのふれあいのための施設も充実しており、環境教育の拠点として重要な地域となっている。

以上のような利用形態から、本管理計画区では、山岳地における過剰利用を防止するほか、環境教育活動の拠点としての整備、利用拠点における自然体験型の利用等についても推進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・利用拠点においては、施設のデザインに統一感を持たせる等、街並みの形成についても配慮するものとする。
- ・良好な自然地域においては、その自然環境の保全に十分に留意し、自然の衰退を招かない方法で整備するものとする。
- ・汚水処理等の設備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- ・大規模な工作物等の新・増設については、当該新・増設が自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的に調査を実施し、風致景観、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

(管理方針)

- ・事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- ・利用者の安全に十分配慮した施設管理を行うものとする。
- ・ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・公園利用マナーの向上を図るものとするものとする。
- ・月山における登山、夏山スキー等については、植生保護、適正利用の観点から指導の徹底を図るものとする。
- ・自然に親しむ機会の増大を図るものとする。
- ・自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行うことにより、上記各項目の推進を図るものとする。

(利用規制方針)

- ・自然環境への影響が大きい植生上での野営、歩道外歩行の規制を行う等、登山利用の適正化を図るものとする。
- ・月山八合目に至る車道の利用については、夏季の利用集中時には、渋滞が発生する等の状況が生じているため、利用適正化を図るための検討を行うものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気、また、山岳信仰の地として歴史的背景を持つ地区にあっては、その雰囲気を醸し出すよう留意するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で極力小さくするとともに、壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 屋根 ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 イ 勾配は2/10以上とする。 ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 努めて木材や石材等の自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩はクリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>④修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の木は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>⑤その他 (1) 敷地境界等に設けられる遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。 ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合及びその他の場合で安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は③－(2)に準じたものとする。</p>

	<p>(2) 建築物に自動販売機を併設する場合は、次の要件に適合したものととする。</p> <p>なお、道路脇に単独で設置するものは認めないものととする。</p> <p>ア 設置場所は軒下で、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置するものととする。</p> <p>また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されているものととする。</p> <p>イ 建築物と調和のとれた色彩であるものととする。</p> <p>ウ 空き缶等の回収が適正に行われるものであるものととする。</p>
(2)車 道	<p>①基本方針</p> <p>安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。</p> <p>また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものととする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、付帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものを設置するものとする。</p> <p>(1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル（ガードロープ）とし、ポールの色彩はコゲ茶色又は亜鉛メッキとする。</p> <p>やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部をコゲ茶色に塗色するか、又は全体を亜鉛メッキとする。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、落石防止柵等の金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色又は亜鉛メッキとする。</p> <p>③法面処理方法</p> <p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化するものととする。</p> <p>なお、現在、当該地域に生育する植物と同種の植物以外の植物により法面等の緑化をしている場合については、可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物に植え直すよう道路管理者等の協力を求めるものととする。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いるものとする。</p> <p>やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするものとする。</p> <p>(3) モルタル吹き付けについては、上記（1）及び（2）の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとする。</p> <p>④残土処理方法</p> <p>残土は原則として公園区域外に搬出するものとするが、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものととする。</p> <p>(1) 風致景観及び自然環境の保全上支障のない位置であるものとする。</p> <p>(2) 土砂が流出及び崩壊しないような措置が十分に講じられているものとする。</p> <p>(3) 処理跡地は、原則として修景緑化するものとする。</p> <p>⑤修景緑化方法</p> <p>(1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとす</p>

	<p>る。</p> <p>(2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>(3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>ただし、路傍園地化がふさわしい場合にあつては、道路付帯園地として適切に整備するものとする。</p>
(3) 電柱・鉄塔・アンテナ等	<p>①基本方針</p> <p>できるかぎり主要道路より離れた位置か、又は建築物の裏側に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。</p> <p>なお、特別保護地区、第1種特別地域及びその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にするものとする。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>高さ、本数とも必要最小限とするものとする。</p> <p>なお、木柱以外を使用する場合は、原則としてコゲ茶色とするものとする。</p> <p>③その他</p> <p>(1) 電力柱と電話柱が並列する場合の電線は、原則として共架とする。</p> <p>(2) 広告、看板類は、掲出しないものとする。</p>
(4) 砂防等の施設	<p>基本方針</p> <p>特別保護地区、第1種特別地域、利用上重要な地域及び野生生物の保護上重要な地域については、極力設置しないものとする。</p> <p>やむを得ず設置する場合には、自然石による化粧張り又は自然石に模したブロック等の使用、魚道の設置等、風致景観及び野生生物の保護上必要な措置を行うものとする。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>(1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「自然公園内における森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>(2) 野生動物の生息環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮するものとする。</p>
3 広告物等の設置、掲出又は表示	<p>①基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告(いわゆる野立広告物)は設置しないものとする。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図</p>

	<p>るものとする。</p> <p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。</p> <p>②設置場所</p> <p>(1) 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致上支障のない箇所を選定するものとする。</p> <p>(2) 建築物壁面に掲出する場合は、できるだけ建築物下部に設置するものとする。</p> <p>③規模、材料、色彩、照明等</p> <p>目的に応じた大きさとするが、極力規模を抑えるものとし、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ただし、ガソリンスタンドの内部照明を用いた登録商標の広告物は営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。</p> <p>(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則としてコゲ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。</p> <p>(3) 照明を用いる場合にあつては、原則として白色のスポットライト等を使用した外部からの照明とする。</p> <p>④その他</p> <p>設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うものとする。</p>
4 植物の採取 又は動物の 捕獲等	<p>基本方針</p> <p>植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷については、「日光国立公園並びに磐梯朝日国立公園における植物の採取及び動物の捕獲等に関する取扱方針」（昭和59年10月25日環自日第187号）によるものとする。</p>
5 車馬等の使用 又は航空機の 着陸	<p>基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日環自保第109号）によるほか、以下の取扱いによるものとする。</p> <p>車馬等の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取扱方針
1 道路（車道）	<p>①基本方針</p> <p>当管理計画区内の計画路線については、全て既存の車道があることから、今後、その改良が必要となった際には、以下の取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 快適な公園利用及び交通安全を確保するものとするが、風致景</p>

観及び自然環境の保全に十分配慮し、特に山岳地域においては大幅な地形改変を生じないように配慮するものとする。

また、修景を行う等必要な措置をとるものとする。

(2) 工事に伴う支障木の伐採は必要最小限とする。

ただし、展望の優れた箇所では、風致景観及び自然環境の保全上著しい支障を与えない範囲内において、通景線の確保を図るものとする。

(3) 野生動物の活動を妨げないように配慮された道路構造とする等野生生物の保護に十分配慮するものとする。

(4) 歩行者の多い区間については、歩道の併設を検討するものとする。

②付帯施設の取扱い

付帯施設は安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、設置する場合には、次の要件に適合したものを設置するものとする。

(1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル（ガードロープ）とし、ポールの色彩はコゲ茶色又は亜鉛メッキとする。

やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部をコゲ茶色に塗色するか、又は全体を亜鉛メッキとする。

(2) スノーシェッド、ロックシェッド、落石防止柵等の金属部分の色彩については、原則としてコゲ茶色又は亜鉛メッキとする。

(3) 道路付帯園地については、第2・2・(2)・3 園地の取扱いに準ずるものとする。

③法面処理方法

(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として修景緑化するものとする。

なお、現在、当該地域に生育する植物と同種の植物以外の植物により法面等の緑化をしている場合については、可能な限り当該地域に生育する植物と同種の植物に植え直すよう道路管理者等の協力を求めるものとする。

(2) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いるものとする。

やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするものとする。

(3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとする。

④残土処理方法

残土は原則として公園区域外に搬出するものとするが、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものとする。

(1) 風致景観及び自然環境の保全上支障のない位置であるものとする。

(2) 土砂が流出及び崩壊しないような措置が十分に講じられるものとする。

(3) 処理跡地は、原則として修景緑化するものとする。

⑤修景緑化方法

(1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。

(2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。

	<p>(3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>ただし、路傍園地化がふさわしい場合にあつては、道路付帯園地として適切に整備するものとする。</p>
<p>2 道路（歩道）</p>	<p>①基本方針</p> <p>(1) 山岳登山ルートにあつては、特に雪田植生等の保護及び利用者の安全に配慮し整備するものとする。</p> <p>それ以外のルートにあつては、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ自然を学習するルートとする。</p> <p>(2) ルートは雨水等による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう設定するものとする。</p> <p>また、可能な限り木道の設置を行うとともに、排水溝の設置等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(3) 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>(1) 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとするが、設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境及び歴史的景観に調和したデザインとするものとする。</p> <p>(2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一地域内でのデザインの統一を極力図るとともに、風雪等による劣化に配慮した適切な材料を用いるものとする。</p> <p>③管理方法</p> <p>(1) 管理体制を明確にするとともに、危険箇所(point)の点検、補修、草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p> <p>(2) クズカゴ、吸殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <p>(3) 山岳地域に設置した標識類は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。</p> <p>また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。</p>
<p>3 園地</p>	<p>①基本方針</p> <p>樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、自然とのふれあいが高まるように配慮するものとする。</p> <p>なお、現地形を生かし、自然環境に十分配慮した整備を行うものとし、植生が荒廃している箇所については必要に応じて植生復元を行うものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境及び歴史的景観に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p>

	<p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態のものは除く。） 新築、改築又は増築は次の要件に適合したものとする。 なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。</p> <p>ア 規模 最高部の高さ（避雷針、煙突及びアンテナ等を除いて算定した建築物の高さ。以下同じ。）は13m以下とする。</p> <p>イ 屋根 (ア) 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は2/10以上とする。 ただし、四阿等の特殊な形態の建築物を除く。 (ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合にあってはこの限りではない。</p> <p>ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>(2) 標識類 園地全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。</p> <p>(3) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) クズカゴ、吸い殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り運動を推進するとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。 (4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するため、密な樹木の保存は避けるものとする。</p>
<p>4 宿 舎</p>	<p>①基本方針 (1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観及び歴史的景観との調和に配慮して整備するものとする。 (2) 山岳地域の宿舎（月山山頂、清川行人、弥陀ヶ原、月山仏生池）については、周囲の環境保全に十分な対策を講じるものとする。 また、既に事業執行されている地区にあっては、既存施設の改善と充実を図るものとし、大規模な増築等を行わないものとする。 (3) 同一地区に複数の施設がある場合は、関係行政機関及び地元住民と調整のうえ、建築物、看板等の基本的意匠の統一を図るものとする。</p>

とする。

②規模

次の要件に適合したものとする。

ただし、山岳地域の宿舎については、周辺の自然環境の保全に留意したものとするとともに、利用者数に応じた必要最小限の規模とするものとする。

- (1) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離すものとする。
- (2) 建築物の最高部の高さは13m以下とする。

ただし、既存の建築物の高さが13mを越える建築物の建て替え、もしくは増築にあつては、建て替え、もしくは増築後の高さが既存の建築物の高さ以下となるものとする。

③デザイン、色彩、材料

次の要件に適合したものとする。

なお、現在これと異なる場合にあつては、改築時等に統一を図るものとする。

(1) 屋根

ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。

イ 勾配は2/10以上とする。

ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。

ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合にあつてはこの限りではない。

(2) 壁面

努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。

④付帯施設の取扱い

- (1) 駐車場は風致上の支障のない範囲内において、原則として収容力に見合うよう確保するものとする。

- (2) 敷地境界線に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。

- (3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとすが、スポンサー名付きの店名表示は原則として行わないものとする。

ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置するものとする。

イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。

ウ 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則としてコゲ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原則として白色及び黒色とする。

エ 照明を用いる場合にあつては、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光又は点滅を伴わないものとする。

オ 蛍光塗料のパーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものとする。

- (4) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、緑化ブロック、その他風致景観に配慮した工法を用いるものとする。

やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した仕上げとするものとする。

⑤修景緑化方法

	<p>自然植生はできる限り残すものとし、敷地内（特に建築物の正面及び道路との間）には、極力、修景のための植栽を行うものとする。</p> <p>また、山岳地域にあつては必要に応じ植生の復元を行うものとする。</p> <p>⑥管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適正に管理するものとする。</p> <p>⑦その他 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。</p>
<p>5 避難小屋</p>	<p>①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、積雪、風速等気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 屋根 ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 イ 勾配は2/10以上とする。 ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>④管理方法 管理体制を明確にし、管理責任者はゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努めるものとする。</p>
<p>6 野営場</p>	<p>①基本方針 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所、駐車場等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境及び歴史的景観に調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模及び色彩等については、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態の建築物は除く。） ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根</p>

	<p>(ア) 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>(イ) 勾配は2/10以上とする。</p> <p>(ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合にあってはこの限りではない。</p> <p>ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>(2) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>(3) 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。</p> <p>③修景緑化方法 (1) 適度な緑陰を確保するため、テントサイト周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行うものとする。 (2) テントサイトは、快適な空間を確保するものとし、密な樹木の保存や植栽等は避けるものとする。</p> <p>④管理運営方法 野営場ごとに野営場の区域及び管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。 (1) 危険木等を除去する等、利用者の安全対策について適切な処置を講ずる。 (2) ゴミの持ち帰り等の啓発活動を実施する。 (3) 野営場内（特にテントサイト）の表土の流出を防ぐため、土留、排水等適切な施設を整備する。</p> <p>⑤その他 野営場内での風紀の維持、清潔の保持をするとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について、適切な方法で利用者指導を行うものとする。 ア 静穏の保持に関すること。 イ 適正なゴミ処理をすること。</p>
7 運動場	<p>テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）によるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限に留め、自然環境に十分配慮した整備とする。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は公衆便所等必要最小限の施設に留め、利用性、管理面を考慮し、周辺の自然環境及び歴史的景観と調和したデザインとするものとする。 なお、施設の規模及び色彩等については、次の要件に適合したものとし、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図る</p>

	<p>ものとする。</p> <p>(1) 建築物</p> <p>ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>イ 屋根 (ア) 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は2/10以上とする。 (ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>③管理方法 管理運営体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。</p>
<p>8 スキー場</p>	<p>I 全域(共通事項)</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)によるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 自然環境の保全と利用者の安全に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>②スキー場事業施設の取扱い(姥ヶ岳スキー場を除く。) 事業施設の新設又は増設に当たっては、利用者数、駐車場の収容台数等を勘案の上、利用上必要最小限の規模で次のとおり整備するものとする。</p> <p>(1) 滑降コース及びゲレンデ 規模は、安全性に配慮した必要最小限とし、次の要件に適合したものとする。</p> <p>ア 位置 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。</p> <p>イ 規模及び幅員 滑降コースの幅は50m以下とし、安全性を考慮して適切に配置するものとする。</p> <p>ウ コース、ゲレンデ間の間隔 ゲレンデ、滑降コースの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つものとする。</p> <p>エ 造成方法 原則として自然地形を活かしたものとする。</p> <p>オ 修景緑化方法 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の十分な措置を講じた上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のため緑化を行うものとする。</p> <p>(2) スキーリフト等 次の要件に適合したものとする。</p> <p>ア 位置</p>

災害の危険性がなく、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置するものとする。

イ 規模

安全性に支障がない範囲で、支柱の高さはできるだけ抑えるものとする。

ウ 色彩

支柱の色彩はコゲ茶色とし、搬機の金属部分は亜鉛メッキ等の目立たない色彩を用いるものとする。

(3) 建築物

休憩所、食堂、管理事務所、避難小屋等の建築物は、次の要件に適合したものとする。

ア 規模

最高部の高さは13m以下とする。

イ 屋根

(ア) 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。

(イ) 勾配は2/10以上とする。

(ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。

ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合はこの限りではない。

ウ 壁面

努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。

また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。

(4) 標識類

スキー場全体として統一のとれたデザインとするものとする。

(5) その他の施設

管理道路を設ける場合には、大幅な地形変更を生じない位置に計画するものとする。

③管理運営方法

利用者の安全を十分に確保するための管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。

(1) スキー場内におけるパトロール体制及び医療救急体制を強化

し、利用者の安全を確保するものとする。

(2) スキー場内は事業者により清掃を適切に行うものとする。

④その他

(1) スキー場内の清潔を保持するとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について啓発活動及び広報の強化を行い、適切に利用指導を行うものとする。

ア 高山植物保護等自然環境を保全すること。

イ ゴミの投げ捨てを防止すること。

ウ その他、利用の適正化に関すること。

(2) 融雪防止剤及びそれに類するものの散布は行わないものとする。

(3) 他の利用者や野生動物への影響が考えられるため、拡声器の使用はスキーヤーの安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めるものとする。

II 羽黒スキー場

	<p>全域（共通事項）に定めるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 ファミリー利用中心のスキー場として整備するものとする。原則としてコース、ゲレンデ等は既存施設の改良等に留めるものとする。</p> <p>②保存緑地率 現在、施設部分のみで事業執行しているため、事業執行区域内に保存緑地はない。したがって、事業決定面積に対する施設部分に係る面積の割合が現在よりも上回らないものとする。</p>
	<p>Ⅲ 中台スキー場</p> <p>全域（共通事項）に定めるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 庄内地域を対象としたスキー場である。周辺はブナ等を中心とした落葉広葉樹林及びスギの人工林となっているが、ブナ等の落葉広葉樹林は極力保存育成するものとし、スキー場全体の雰囲気を保つものとする。</p> <p>②保存緑地率 スキー場敷地に対する保存緑地は、現在の割合を下回らないものとし、増設する場合にあっては増設箇所の保存緑地率を70パーセント以上確保するものとする。</p>
	<p>Ⅳ 姥ヶ岳スキー場</p> <p>全域（共通事項）に定めるほか、下記の取扱いによるものとする。</p> <p>①基本方針 春・夏季において雪渓を利用する特殊なスキー場であるため、スキー利用により雪田植生等の保護に支障を及ぼさないよう万全の配慮を行うものとする。</p> <p>②スキー場事業及び索道運送施設事業施設の取扱い</p> <p>(1) 滑降コース及びゲレンデ 造成を伴わないものとする。</p> <p>(2) スキーリフト等（索道事業） 現在の終点より高標高には増設しないものとする。</p> <p>(3) 建築物 索道事業の終点の駅舎については、歩道等からの眺望に支障のないよう最小限の規模で整備するものとする。</p> <p>③その他</p> <p>(1) 自然環境の保全及び利用者指導に関しては、下記の事項に留意するものとする。</p> <p>ア 植生に影響を及ぼさない形でのリフト降り場から雪渓に至る到達路の維持確保。</p> <p>イ 雪解けにより出現する高山植物帯へのスキーヤーの立ち入り防止のためのロープ・看板の設置。</p> <p>ウ その他、スキーヤーの雪渓以外への立ち入り防止策の実施。</p> <p>(2) 関係機関と協議の上、植生の保全状況についてのモニタリングの実施体制を検討するものとする。</p>
<p>9 駐車場</p>	<p>①基本方針 利用数に見合った適切な規模の駐車場の整備を図るものとする。ただし、月山登山、弥陀ヶ原園地利用者のための駐車場である弥</p>

	<p>陀ヶ原駐車場については、特別保護地区内での増設は行わないものとし、特別地域内においても大規模な増設は行わないものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境及び歴史的景観に調和したデザインとするものとする。</p> <p>ただし、弥陀ヶ原駐車場においては眺望に支障が生じるおそれのある駐車場北西側には設置しないものとする。</p> <p>なお、施設の規模及び色彩等については、次の要件に適合したものとし、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。</p> <p>(1) 建築物</p> <p>ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>イ 屋根 (ア) 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ) 勾配は2/10以上とする。 (ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>③管理方法 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮するものとする。</p>
10 給水施設	<p>①基本方針 土地の形状変更及び支障木の伐採は必要最小限に留め、自然環境に配慮した整備とする。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模に留めるとともに、地域の風致景観及び歴史的景観に配慮したデザインとするものとする。</p>
11 博物館	<p>①基本方針 展示内容の充実を図るものとする。</p> <p>②規模等 地域の風致景観及び歴史的景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮するものとする。</p>
12 博物展示施設	<p>①基本方針 環境教育活動及び月山地域の情報発信基地として整備するものとする。</p> <p>②規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮するものとする。</p>

1 3 一般自動車道	第2・2・(2)・1 道路(車道)と同様とする。
1 4 自動車運送施設	第2・2・(2)・1 道路(車道)と同様とする。
1 5 索道運送施設	姥ヶ岳索道事業については、第2・2・(2) 8 スキー場 IV 姥ヶ岳スキー場と同様とする。

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

羽黒集団施設地区については、本公園の利用拠点として公園計画に基づき整備が進められてきたが、今後は施設間の連携を高める等、より魅力ある快適な地区として施設の充実を図るものとする。

月山ビジターセンターは出羽三山地域の庄内側における自然解説活動の拠点となっている施設であり、今後、環境教育活動及び磐梯朝日国立公園の自然等に関する情報発信の拠点として整備を行い、ビジターセンターを中心に、自然研究路等の整備充実を図るものとする。

志津地区については、環境教育活動の拠点として、山形県の自然博物館を中心に施設の整備を進めるとともに、周辺施設との有機的連携を図りながら施設の効率的な運営を行うものとする。

姥沢地区については、月山登山の基地として街並み景観の改善を中心とした再整備等が実施されるよう指導するものとする。

姥ヶ岳地区では、昭和63年度より平成3年度まで特殊植物保全事業を実施してきたが、今後は実施済み事業のモニタリングを行い、効果的な復元手法の開発と実施を行うものとする。

(2) 一般公共施設

県及び町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに、県の自然公園担当部を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

国有財産の管理

羽黒集団施設地区は、環境庁が昭和48年1月24日に羽黒町と賃貸借契約を締結し、羽黒集団施設地区計画に基づき整備が進められてきた。

博物展示施設、野営場、園地等の直轄施設が整備されており、これらの直轄施設については、利用拠点として魅力ある地区となるよう適切に管理するものとする。

第3 朝日管理計画区

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

朝日地域は雄大な山容を有し、稜線部の東西非対称地形やV字形をなす深い渓谷が見られるほか、広大なブナ林、亜高山帯の針葉樹林帯を欠く偽高山帯植生、主稜東斜面の雪田群落、風衝斜面の嫌雪的なハイマツ低木林、風衝草原等が分布するなど、我国最大級の山岳自然を呈している。

また、朝日連峰のブナ等の自然林には、ツキノワグマ、ニホンカモシカの大型哺乳類、ニホンザル、ホンドギツネ等の中小型哺乳類、また、イヌワシ、クマタカ等の希少な鳥類が多く生息する。

イ 保全対象の保全方針

- ・非対称地形を形成する稜線、V字谷、雪渓、偽高山植生、雪田草原植生、ブナ林等の自然林等については、その原生的自然環境の保全に努めるものとする。
- ・野生生物の生息環境の保護に努めるものとする。
- ・大鳥池は、指定湖沼として、水質及び風致の維持に努めるものとする。

ウ 保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

- ・以東岳、金玉水、銀玉水等における登山道やキャンプ地の周辺で裸地化した場所については、土壌の流出防止及び植生の復元を図るものとする。
- ・保護施設計画に基づき、自然環境の保全及び復元を図るとともに、園地、歩道等の整備に合わせ土壌流出防止及び植生復元を図るものとする。また、特殊植物等保全事業等を積極的に導入するものとする。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区では、夏季の登山利用が主となっている。アプローチの長いコースが多く、避難小屋を利用しながらの縦走登山であるため、経験者向きの山岳である。一方、古寺鉱泉や朝日鉱泉といった、一般の利用者も気軽に訪れることができる利用地もある。

以上のような利用形態から、本管理計画区では、過剰利用による植生の荒廃等が生じないように利用の適正化を図るとともに、山岳地での登山利用、山麓地域での自然探勝等、自然環境の特性に応じた利用を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(整備方針)

- ・快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。
- ・利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境の保全についても配慮するものとする。
- ・良好な自然地域においては、その自然環境の保全に十分留意し、自然の衰退を招かない方法で整備するものとする。
- ・汚水処理の設備等には、環境保全対策上、最良の機能を有すると認められるものを導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。
- ・大規模な工作物等の新・増設については、当該新・増設が自然環境に与えることとなる影響等について事前に総合的に調査を実施し、風致景観、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

(管理方針)

- ・事業執行者の責任において快適な利用環境を維持するものとする。
- ・利用者の安全に十分配慮した施設管理を図るものとする。
- ・ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響が及ばないよう適切に処理するものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

(利用指導方針)

- ・公園利用マナー、特に山岳利用時のマナーの向上を図るものとする。
- ・自然に親しむ機会の増大を図るものとする。
- ・上記2項目の推進を図るため、自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行うものとする。

(利用規制方針)

- ・自然環境への影響が大きい植生内における野営の規制を行う等、登山利用の適正化を図るものとする。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

第2、2、(1) 許可、届出等取扱方針と同様とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取扱方針
1 道路(車道)	第2・2・(2)・1 道路(車道)と同様とする。
2 道路(歩道)	<p>①基本方針</p> <p>(1) 全ての路線が山岳登山ルートに当たるため、雪田植生等の保護及び利用者の安全に配慮し整備するものとする。</p> <p>(2) ルートは雨水等による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう設定するものとする。 また、可能な限り木道の設置を行うとともに、排水溝の設置等必要な措置をとるものとする。</p> <p>(3) 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>(1) 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとするが、設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとするものとする。</p> <p>(2) 標識については、関係機関等と協議の上、同一地域内でのデザインの統一を極力図るとともに、風雪等による劣化に配慮した適切な材料を用いるものとする。</p> <p>③管理方法</p> <p>(1) 管理体制を明確にするとともに、危険箇所の点検、補修、草刈</p>

	<p>り、清掃等を定期的を実施するものとする。</p> <p>(2) クズカゴ、吸殻入れ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り運動を推進するものとする。</p> <p>(3) 山岳地域に設置した標識類は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。</p>
3 園 地	第2・2・(2)・3 園地と同様とする。
4 宿 舎	<p>①基本方針</p> <p>(1) 各地域の利用形態に対応し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとする。</p> <p>(2) 山岳地域の宿舎（大鳥池）については、周囲の環境保全に十分な対策を講じるものとする。また、既存施設の改善と充実を図るものとし、大規模な増設等を行わないものとする。</p> <p>②規模</p> <p>次の要件に適合したものとする。</p> <p>ただし、山岳地域の宿舎については、周辺の自然環境の保全に留意したものとするとともに、利用者数に応じた必要最小限の規模とするものとする。</p> <p>(1) 壁面は道路及び敷地境界線からできる限り離すものとする。</p> <p>(2) 建築物の最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>次の要件に適合したものとする。</p> <p>なお、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。</p> <p>(1) 屋根</p> <p>ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>イ 勾配は2/10以上とする。</p> <p>ウ 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。</p> <p>ただし、銅板、黒灰色の和瓦又はワラ等を用いる場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面</p> <p>努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。</p> <p>また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>④付帯施設の取扱い</p> <p>(1) 駐車場は風致上支障のない範囲内において、原則として収容力に見合うよう確保するものとする。</p> <p>(2) 敷地境界線に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には、生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。</p> <p>(3) 広告物を建築物等に掲出又は表示する場合は次の要件に適合したものとするが、スポンサー名付きの店名表示は原則として行わないものとする。</p> <p>ア 広告物は、できるだけ建築物下部に設置するものとする。</p> <p>イ 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>ウ 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則としてコゲ茶色（焼板仕上げも可）とし、文字は原色を避け、原</p>

	<p>則として白色及び黒色とする。</p> <p>エ 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライトを使用した外部からの照明とし、動光又は点滅を伴わないものとする。</p> <p>オ 蛍光塗料のパーミリオン（朱色）等必要以上に強い印象を与える色彩を用いたものでないものとする。</p> <p>(4) 擁壁を用いる場合には、原則として自然石、自然石を模したブロック又は緑化ブロック、その他風致景観に配慮した工法を用い、やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、壁面を自然石に模した仕上げとする。</p> <p>⑤修景緑化方法 自然植生はできる限り残すものとし、敷地内（特に建築物の正面及び道路との間）には、極力、修景のための植栽を行うものとする。 また、山岳地域にあっては必要に応じ植生の復元を行うものとする。</p> <p>⑥管理運営方法 管理運営体制を明確にするとともに、公園利用施設として適切に管理するものとする。</p> <p>⑦その他 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。</p>
<p>5 避難小屋</p>	<p>第2・2・(2)・5 避難小屋と同様とする。</p>
<p>6 野営場</p>	<p>①基本方針</p> <p>(1) 周辺の自然環境の保全及び利用者の安全で快適な利用を確保するため、適切な整備を図りながら、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 山岳地域の野営場にあっては、野営場区域を明確にすることにより無秩序な野営利用を防ぎ、周辺の自然環境の保全を図るとともに、野営場区域外の裸地化した部分については、植生復元等を行うものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>山岳地域の野営場にあっては、付帯施設は公衆便所等の必要最小限の施設の整備に留めるものとする。その他の場合にあっては、付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所、駐車場等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。</p> <p>なお、施設の規模及び色彩等については、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 建築物（展望施設等の特殊な形態の建築物は除く。）</p> <p>ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。</p> <p>イ 屋根</p> <p>(ア) 切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>(イ) 勾配は2/10以上とする。</p> <p>(ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合にあってはこの限りではない。</p>

	<p>ウ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>(2) 駐車場 風致上支障のない範囲内において、利用者数に見合った規模を確保するものとする。</p> <p>(3) 標識類 野営場全体として統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため、案内解説板等を適切に設置するものとする。</p> <p>③修景緑化方法 (1) 適度な緑陰を確保するため、テントサイト周辺には可能な限り立木を残し、必要な場所に植栽を行うものとする。 (2) テントサイトには、快適な空間を確保するものとし、密な樹木の保存や植栽等は避けるものとする。</p> <p>④管理運営方法 野営場ごとに野営場の区域及び管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとし、次の事項に配慮するものとする。 (1) 危険木等を除去する等、利用者の安全対策について適切な処置を講ずる。 (2) ゴミの持ち帰り等の啓発活動を実施する。 (3) 野営場内（特にテントサイト）の表土の流出を防ぐため、土留、排水等適切な施設を整備する。</p> <p>⑤その他 野営場内での風紀の維持、清潔の保持をするとともに、周辺の自然環境を保全するため、次の事項について、適切な方法で利用者指導を行うものとする。 ア 静穏の保持に関すること。 イ 適正なゴミ処理をすること。</p>
<p>7 駐車場</p>	<p>①基本方針 利用者数に見合った適切な規模の駐車場の整備を図るものとする。 ただし、白滝、泡滝の各駐車場については、平坦地が少ない場所であるため、規模、付帯施設ともに必要最小限に抑えるとともに、自然環境の保全には十分な配慮を行うものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、案内所、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。 なお、建築物の規模及び色彩等については、次の要件に適合したものとし、現在これと異なる場合にあっては、改築時等に統一を図るものとする。</p> <p>(1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。 イ 屋根</p>

	<p>(ア) 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>(イ) 勾配は2/10以上とする。</p> <p>(ウ) 色彩は原則として黒又はコゲ茶色とする。 ただし、銅板、黒灰色の和瓦、ワラ等を用いる場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ち着いたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色、白色又は灰色とする。</p> <p>③管理方法 管理体制を明確にするとともに、事故防止に十分配慮するものとする。</p>
8 博物展示施設	<p>①基本方針 奥三面地区の環境教育活動及びの情報発信基地として整備するものとする。</p> <p>②規模等 地域の風致景観に配慮したデザインとし、規模が過大とならないよう配慮するものとする。</p>

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

比較的行程の長い登山利用が中心であるため、朝日鉱泉、泡滝、針生平等の山麓部における登山基地の充実を図り、稜線部については登山道、避難小屋の整備、維持を図るものとする。

なお、登山道における浸食やキャンプによる裸地の拡大については、利用する範囲を明確にした上で荒廃地の植生復元が図られるよう関係機関等と検討する。

奥三面地区については、治水を主目的とする多目的ダム建設が行われており、それにあわせて周辺の自然とのふれあいを推進するための施設を整備し、また、朝日連峰への新潟県側の登山基地としての整備も図るものとする。

大鳥池～以東岳間については、山形県が土留め柵を設置しているが、土留め柵の老朽化が進んでいるため、施設の更新、改良を進め、土砂の安定化を図るものとする。

(2) 一般公共施設

県及び町村の行う一般公共施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに、県の自然公園担当部を通じて整備計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。

(3) その他大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予想される整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響がないよう十分配慮するものとする。

第4 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説

出羽三山・朝日地域の豊かな自然環境及び豊富な歴史的環境に触れ、親しみ、学ぶための適切な利用形態として、自然解説活動を推進するもので、以下の事項を踏まえて、各地区の実状にあった自然解説の充実を図るものとする。

なお、自然解説のプログラム（時期、場所、指導者、対象物、対象者、手法）を十分に検討した上で施設の整備を行うものとする。

ア 奥三面においては、活動の中心拠点となる博物展示施設及び付帯の自然研究路を整備し、その充実が図られるよう指導・助言を行うものとする。

また、これらの施設には、施設管理、自然解説等のコーディネーターが行える人材を配置するよう働きかける。

イ 関係機関、地元等との協力関係を確立し、一体となって自然解説活動を展開できるよう努める。

ウ 自然公園指導員との情報交換や活動に対する適切な指導・助言を行い、その積極的活動を推進する。

エ 活動の支援体制としてパークボランティアの導入及びその育成を図る。

オ 民間の事業者等が、主体的に自然解説や利用者への指導を行うよう指導・助言を行うものとする。

(2) 利用者の誘導、規制

ア キャンプ指定地の検討

自然環境の保全、適正な利用への誘導、良好な利用環境の確保等のため、キャンプ指定地の設定、管理体制、公衆便所の設置及びゴミ、し尿の処理方法等について関係機関、地元、登山関係団体等と検討を進めるものとする。

イ ヘリコプター

遊覧飛行については、騒音等により地上の利用者に著しく不快の念を与える恐れがあり、また、野生生物への影響が懸念されるため行わないよう指導するものとする。

ウ スノーモービル

スノーモービルの乗り入れについては、野生生物の保護上及び静穏を保つ上で障害となる恐れが大きいため、次に該当する場合は、行わないよう指導するものとする。

(ア) 高山植物群落、湿原等貴重かつ脆弱な植生に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

(イ) 野生動物の生息地、繁殖地として重要な地域に乗り入れる場合

(ウ) 騒音により利用環境が損なわれる場合

(エ) その他自然環境に重大な影響を及ぼすことが予想される場合

第5 地域の美化清掃に関する事項

以下の美化清掃団体が、環境庁の国立公園清掃活動費補助金を受けて清掃を実施している。今後とも、清掃活動が適切に行われるよう指導する。

- ・山形県 山形県自然公園保全整備促進協議会

重点清掃地域
羽黒山、吾妻・飯豊、月山・朝日

- ・新潟県 新潟県国立公園清掃協会

重点清掃地域
飯豊・朝日連峰

この活動に加え、次の基本方針により地域の美化清掃の推進が図られるよう関係者に協力を求めるものとする。

- ア キャンペーン等によるゴミの持ち帰り運動の推進
- イ ボランティア団体の育成や、既存ボランティア団体への援助
- ウ 十分な管理、回収が可能な場所以外のクズカゴの撤去
- エ 車道沿線については、道路管理者による積極的な清掃の励行
- オ 山小屋等山岳地におけるゴミ処理については、原則として山からの搬出処理

第6 その他参考事項

「磐梯朝日国立公園出羽三山朝日地域連絡会議（仮称）」の設置

管理計画策定後の国立公園の管理を進めるに当たって、各行政機関相互の連絡調整を図るため、「磐梯朝日国立公園出羽三山朝日地域連絡会議（仮称）」を設置し、年1回程度開催する。

追補

1 管理計画検討会名簿

- ・前管理計画

（検討員）

山形大学教授（座長）	北村 昌美
出羽三山の自然を守る会理事	長南 厚
西川山岳会会長	志田 忠儀

（関係行政機関等）

秋田営林局小国営林署長
寒河江営林署長
鶴岡営林署長
前橋営林局村上営林署長
山形県環境保健部自然保護課長
新潟県環境保健部環境保全課長
山形県西村山郡西川町長
朝日町長
大江町長
最上郡 大蔵村長
西置賜郡小国町長
東田川郡立川町長
羽黒町長
櫛引町長
朝日村長

新潟県岩船郡 朝日村長
出羽三山神社宮司

・改訂管理計画

(検討員)

山形大学名誉教授 (座長)	北村 昌美
山形大学理学部教授	斉藤 員郎
山形県野鳥愛護会山形支部長	衣袋 賢二

(関係行政機関等)

秋田営林局小国営林署長
山形営林署長
鶴岡営林署長
前橋営林局村上営林署長
山形県環境保健部自然保護課長
新潟県環境保健部環境保全課長
商工労働部観光課長
山形県西村山郡西川町長
朝日町長
大江町長
最上郡 大蔵村長
西置賜郡小国町長
東田川郡立川町長
羽黒町長
櫛引町長
朝日村長
新潟県岩船郡 朝日村長
出羽三山神社宮司

2 管理計画検討経緯

・前管理計画作成の経緯

昭和62年 6月23日
環自保第276号で管理計画作成国立公園に指定
昭和62年 9月28日
第1回管理計画検討会開催
昭和63年 1月27日
第2回管理計画検討会開催
昭和63年 7月25日
第3回管理計画検討会開催
平成元年 1月30日
第4回管理計画検討会
平成元年 3月7日
管理計画検討会中央連絡会議
平成元年 3月30日
自然保護局長に報告

・管理計画改訂の経緯

平成7年6月30日

環自国第275号で管理計画作成国立公園に指定

平成7年12月21日

第1回管理計画検討会開催

平成8年2月23日

管理計画中央連絡会開催

平成8年3月5日

第2回管理計画検討会開催

平成9年3月10日

自然保護局長承認

平成9年3月26日

管理計画改訂の施行